

受付期間：2024年2月9日（金）～2024年3月8日（金）必着
提出書類：様式1、様式2、業務経歴書（第1号様式）は
Excelでの作成を推奨しています。

2024 年度上期

登録冷凍空調基幹技能者講習

受講案内

冷凍空調

基幹技能者

第81回札幌

第82回東京

2024年4月12日（金）、13日（土）（2日間）

この講習は建設業法施行規則に基づき実施する講習です。

日設連

（一般社団法人 日本冷凍空調設備工業連合会）

（国土交通大臣登録第26号 登録基幹技能者講習機関）

◇登録冷凍空調基幹技能者とは◇

建設業法施行規則の改正により基幹技能者制度は、平成20年4月1日から登録講習制度として位置づけられ、国土交通大臣に登録した機関が実施する登録基幹技能者講習の修了者は、平成21年度から経営事項審査で加点評価されています。

これに伴い、(一社)日本冷凍空調設備工業連合会では、「冷凍空調基幹技能者」制度を立ち上げ、同時に、国土交通大臣登録機関として申請・登録(平成22年3月25日付登録)され、「登録冷凍空調基幹技能者」として、当会は講習事務を執り行うこととなりました。

登録基幹技能者とは、「熟練の技を持った技能者で、それに加えて、施工管理、品質管理、原価管理、安全管理等のマネジメントができる、技術的能力も保有し、現場の責任施工を担える優れた技能者」のことをいいます。

また、登録基幹技能者の役割として、①現場の状況に応じた施工方法等の提案、調整等 ②現場の作業を効率的に行うための技術者の適切な配置、作業方法、作業手順等の構成 ③生産グループ内の一般技能者の施工に係る指示、指導 ④前工程・後工程に配慮した他の職長等との連絡調整 等が期待されています。

さらに、国土交通省では、建設生産において基幹技能者を「専門工事業における主任技術者の中核的役割を担うもの」と位置づけ、制度の推進を図るとともに、登録基幹技能者制度の運営団体で「登録基幹技能者制度推進協議会」を設立して、その活用を図っています。

その中で、特に登録冷凍空調基幹技能者には、冷媒としてフロン等の危険な高圧ガスを取扱うため、関係法令の熟知・遵守が求められています。また、地球環境保護の観点からも、冷媒の漏えい対策等、より高度な技術と十分な知見を有する必要があります。このように、登録冷凍空調基幹技能者には、安全と環境に配慮したマネジメント力や配管施工、メンテナンス等の指示・施工を行うことが求められています。

2024 年度上期講習会（講習は 2 日間です）

講習会名	会 場	定員	日 程
第81回札幌	北海道経済センター 8F「Bホール」 〒060-0001 北海道札幌市中央区北1条西2丁目	30名	2024年 4月12(金)～ 4月13日(土) (2地区同時開催)
第82回東京	機械振興会館 6F「6-66」 〒105-0011 東京都港区芝公園3丁目5-8	50名	

受講者用の駐車場は確保しておりません。お車でお越しの場合は各自で駐車場を確保してください。

1. 開催要領

(1) 受講要件 受講要件は次の要件の全てを満たす者

- ① 1級冷凍空気調和機器施工技能士（合格証書の写しが必要です）
- ② 冷凍空調設備施工の実務経験が10年以上（技能士合格後という条件はありません）
- ③ 職長教育修了（労安法第60条に規定する教育を受けたことを証する書類の写しが必要です）
- ④ ②のうち、職長としての経験が3年以上（職長教育修了後という条件はありません）

(2) 講義内容

[1日目] 9:45～18:05 (9:30より事前説明があります。)

科 目	内 容	講義時間(分)
基幹技能一般に関する科目	工事現場における基幹的な役割及び当該役割を担うために必要な技能に関する事項（建設技術者の労働環境、基幹技能者のあり方）	60
基幹技能一般に関する科目	OJT とその進め方に関する事項	60
建設工事の施工管理、工程管理に関する科目	施工管理	60
	工程管理	100
	資材管理	60
	原価管理	60

[2日目] 9:20～16:55

科 目	内 容	講義時間(分)
基幹技能一般に関する科目	冷凍空調業界の最新の動向に関する事項	80
建設工事の施工管理、工程管理に関する科目	品質管理	60
	安全管理	60
基幹技能者関係法令に関する科目	労働安全衛生法その他関係法令に関する事項	60
修了試験*		80

※) 修了試験は、四者択一の25問。テキスト・教材類の参照禁止。

2. 申込み要領

受講・受験願書はホームページからダウンロードできます。 (<https://www.jarac.or.jp/>)

エクセル入力版とPDF（手書き入力）版が選択できます。**エクセル入力版推奨**
ダウンロードできない方は、下記までお問い合わせください。

☆問い合わせ先：（社）日本冷凍空調設備工業連合会（略称：日設連）

電話03-3435-9411 FAX03-3435-9413 E-mail : info@jarac.or.jp

(1) 提出書類（提出書類はすべてA4版としてください）

記入間違いを訂正する場合は、訂正箇所を二重線等で消して下さい。訂正印は不要です。
修正ペン、修正液等で訂正された場合は、様式の再提出をお願いしています。

1) 受講・受験願書（様式1）

① 顔写真1葉（縦3cm×横2.4cm、カラー）を貼付

（写真の裏面には必ず氏名をご記入ください）

② 裏面に、受講料（39,800円）の振込み控えの写しを貼付（振込手数料は振込者負担）

2) 1級技能検定（冷凍空気調和機器施工）の合格証書の写し（A4版に縮小してください）

3) 労働安全衛生法第60条に規定する職長教育を受けたことを証する書類の写し

（A4の用紙にコピーしてください）

4) 冷凍空調設備作業業務経歴書（第1号様式）

（他職種の基幹技能者修了証をお持ちの方は、その実務経験と今回業務経歴書に記載する実務経験が重複しないように注意してください。）

5) 身分を証明する以下のいずれかの書類（A4の用紙に、現住所が確認できる部分も合わせてコピーしてください）

① 住民票

② 運転免許証の写し

③ 健康保険証の写し

④ パスポートの写し（2020年2月3日以前の発行物に限る）

6) 受講・受験票（様式2）

① 顔写真2葉（縦3cm×横2.4cm、カラー）を貼付

（写真の裏面には必ず氏名をご記入ください）

※「顔写真」は、合計で3葉（肩から上で顔全体が写っているもの、背景無地、脱帽、マスク・サングラス等不可）必要となります。

7) 登録情報の公開に関する確認書

提出がない場合は、ホームページでの情報公開は行いません。

(2) 申込方法

角2封筒（A4用）に上記の提出書類を折らずに入れ、必ず配達記録が残る方法（書留や特定記録等）で郵送してください。（封筒の前面に、「登録冷凍空調基幹技能者講習申込書在中」と明記してください。）

提出先・問い合わせ（下記をコピーのうえ切り取って宛先にご使用下さい）

〒105-0011

東京都港区芝公園3-5-8 機械振興会館3階



一般社団法人

日本冷凍空調設備工業連合会

TEL : 03-3435-9411 FAX : 03-3435-9413

mail : info@jarac.or.jp

〈登録冷凍空調基幹技能者 申込書在中〉

（略称：日設連）



(3) 受講・受験願書申込受付期間

全会場共通：2024年2月9日(金)～3月8日(金) 必着

※定員になり次第締めきります。

(4) 受講料

39,800円 (税込み)

*教材費を含みます。

*振込手数料は振込人のご負担です。

*受講料は原則返還しません。ただし、登録冷凍空調基幹技能者事務規程第13条第3項に該当する場合は、登録冷凍空調基幹技能者講習事務規程運営要領第4条の規定に従い受講料を返還します。

(5) 受講料振込先 (どちらかをお選びください)

○三菱 UFJ 銀行 六本木支店 普通 0999390

口座名：(社)日本冷凍空調設備工業連合会 ※口座名は(社)のままです

○三井住友銀行 日比谷支店 普通 7691424

口座名：(社)日本冷凍空調設備工業連合会 ※口座名は(社)のままです

(6) 受講料の送付について

- ① 受講申込みをされた方には、受講資格及び提出書類により受講審査を行い、受講資格があると認められた場合、受講料の入金確認後、「受講料」を送付します。(原則、受講日の2週間前に発送します)
- ② 受講料と一緒に、講習で使用する「テキスト」を送付します。
- ③ 受講料が、講習日の3日前までに届かない場合や紛失した場合、破損している場合は、(一社)日本冷凍空調設備工業連合会までご連絡ください。

(7) 問い合わせ先

(一社)日本冷凍空調設備工業連合会 (略称：日設連)

〒105-0011 東京都港区芝公園3-5-8 機械振興会館310号室

電話03-3435-9411 FAX03-3435-9413

3. 修了試験の実施

(1) 修了試験

講習の最終日の最後に修了試験を実施します。

試験は、四者択一式の25問です。

試験の際は、テキスト類の参照はできません。

(2) 合否発表

合否の発表については、試験結果通知書(様式5)の送付により通知します。

合格者は、(一社)日本冷凍空調設備工業連合会のホームページに公表されます。公表内容は、受講番号及び氏名です。

(3) 講習修了証の交付

合格者には「登録冷凍空調基幹技能者講習修了証」を交付します。

(4) 不合格者への特例措置

講習を受講したが、修了試験に不合格になった者に対し、最初に不合格した年度の翌々年度までかつ2回まで受講免除し、修了試験のみ受けられます。(再受験費用は別途かかります)

(5) 合格者のデータベース化

修了試験合格者は、登録冷凍空調基幹技能者として、日設連のホームページに公表するとともに、(一財)建設業振興基金が運用する「基幹技能者データベース」に登録されます。

また、情報公表を希望する場合は、別紙の「登録情報の公開に関する確認書」を提出することにより情報を公表することができます。公表内容は、氏名(カナ氏名含む)、生年月日、所属組織、所属組織の都道府県、所属組織の所在地、所属組織の連絡先、修了証番号、修了年月日及び更新回数です。

4. 登録冷凍空調基幹技能者講習修了証の更新

(1) 有効期限

登録冷凍空調基幹技能者講習修了証の有効期限は、5年間です。有効期限後は、経営事項審査において加点評価の対象となる有資格者ではなくなります。

(2) 更新

有効期限を延長する場合は、通信教育による能力確認試験合格後に、更新手続きをする必要があります。

有効期限の半年前を目途に、事務局より自宅宛に更新手続きの案内をする予定です。

5. 個人情報保護について

(1) 法令等の遵守

(一社)日本冷凍空調設備工業連合会は、登録冷凍空調基幹技能者の個人情報を取り扱うにあたり、個人情報保護に関する法令等を遵守します。

(2) 利用目的

利用目的は以下のとおりです。

- 1) 登録冷凍空調基幹技能者講習申込の受講審査及び個人認証のため
- 2) 登録冷凍空調基幹技能者に対し、冷凍空調工事等に関連した情報提供のため
- 3) 登録冷凍空調基幹技能者の資格証等の再発行、更新講習のため
- 4) 登録冷凍空調基幹技能者制度の推進のために実施する、各種アンケート調査等のため
- 5) 資格制度のデータベースのため
- 6) 登録冷凍空調基幹技能者の登録データベースのため
- 7) 個人情報を統計的に集計・分析し、個人を識別・特定できない形態に加工した統計資料等を作成するため

(3) 適正な個人情報の取得

個人情報を、偽りその他不正の手段で取得することはありません。

(4) 第三者への提供

次の場合を除き個人情報を第三者に提供することはありません。

- 1) 登録冷凍空調基幹技能者よりあらかじめ同意を得ている会社に提供する場合。
- 2) 法令に基づく場合。
- 3) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、登録冷凍空調基幹技能者の同意を得ることが困難であるとき。
- 4) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成推進のために特に必要がある場合であって、登録冷凍空調基幹技能者の同意を得ることが困難であるとき。
- 5) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令で定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、登録冷凍空調基幹技能者の同意を得ることにより当該事

務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(5) 安全管理

- 1) 個人情報の漏洩、滅失または毀損の防止その他安全管理のための必要かつ適切な措置を講じます。
- 2) 個人情報を取り扱うにあたっては、個人情報の安全管理が図られるように指導、適切な措置を講じます。
- 3) 個人情報の取扱い全部または一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人情報安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行います。
- 4) 個人情報の取り扱いの苦情については、適切かつ迅速な対応をいたします。

6. 登録冷凍空調基幹技能者事務規程（抜粋）

(講習の内容等)

第7条 講習は、施行規則第18条の8に規定する基準に適合する方法で、講義及び試験により行う。

- 2 講義の科目、内容及び時間は別表1による。
- 3 試験の科目及び内容は別表2による。
- 4 試験の出題は、別表2に定める各科目の内容毎に1題以上出題するものとし、その総数は25問とする。
- 5 試験は、四者択一式の学科試験とし、時間は80分とする。
- 6 受講・受験票を提示しない者は、試験を受験することができない。
- 7 試験時は講習テキスト、ノート類の参照は不可とし、机の上に置いてはならない。
- 8 試験の開催日ごとに試験問題を変更する。

(受講資格)

第10条 講習を受講できる者は、次の各号に掲げる項目すべてに該当するものとする。

- (1) 冷凍空調設備施工の実務経験が10年以上で、うち3年以上の職長経験があること。
- (2) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)に基づく1級冷凍空気調和機器施工技能士(冷凍空気調和機器施工作業)の資格を有すること。

(受講審査等)

第12条 前条により受講の申込みのあった者に対し、次に掲げる基準に適合する者の受講を認める。

- (1) 受講の申込者が第10条の規定に該当する者であること。
 - (2) 前条に規定する願書等、必要な書類の提出及び適切に記載されていること。
 - (3) 第13条に規定する受講料が払い込まれていること。
- 2 前項の審査は、願書及び添付書類により行う。
 - 3 願書又は添付書類に不備を認めるときは補正を求め、補正できないとき又は受講の資格を有すると認められないときは、理由を付して、願書その他の書類と受講料を返還する。
 - 4 第1項の規定により受講が認められ、かつ受講料の納入が確認されたときは、受講者に対し試験会場、集合場所及び受験番号を記載した受講・受験票を交付する。

(受講料)

第13条 受講料の額は39,800円(税込み)とする。

- 2 受講料の収納方法については、指定する口座に払い込みするものとする。
- 3 既納の受講料は、原則として次に掲げる場合を除き、返却しないものとする。
 - (1) 第12条の審査の結果、受講資格を満たさないと認められたとき
 - (2) 日設連の責に帰すべき事由により講習を受けることが出来なかったとき
 - (3) 受講者の責によらない事由により講習を受けることが出来なかったとき
 - (4) 受講申込み後、講習の実施日の3日前までに受講の取り消しの申し出があったときただし、返却する場合は、受講料から所要の手数料を差し引いた額とする。

(再受験手続き)

第14条 第26条の規定により再受験する者は、再受験願書に第25条第2項に規定する講習試験結果通知書の写し及び身分を証明する書面等を添付し、提出するものとする。

(再受験料)

第15条 再受験料の額は12,500円(税込み)とする。

(合否の判定基準)

第24条 試験の合否判定基準は、別表2に定める試験科目の合計点6割以上を標準とし、毎年度、講習委員会で決定する。

(合否の判定等)

- 第25条 合否の判定は、講習委員会が行い、会長が決定する。
- 2 合否の判定結果は、試験結果通知書により本人に通知する。
 - 3 合格者は、日設連のホームページ等で公表するものとする。

(試験の不合格者の扱い)

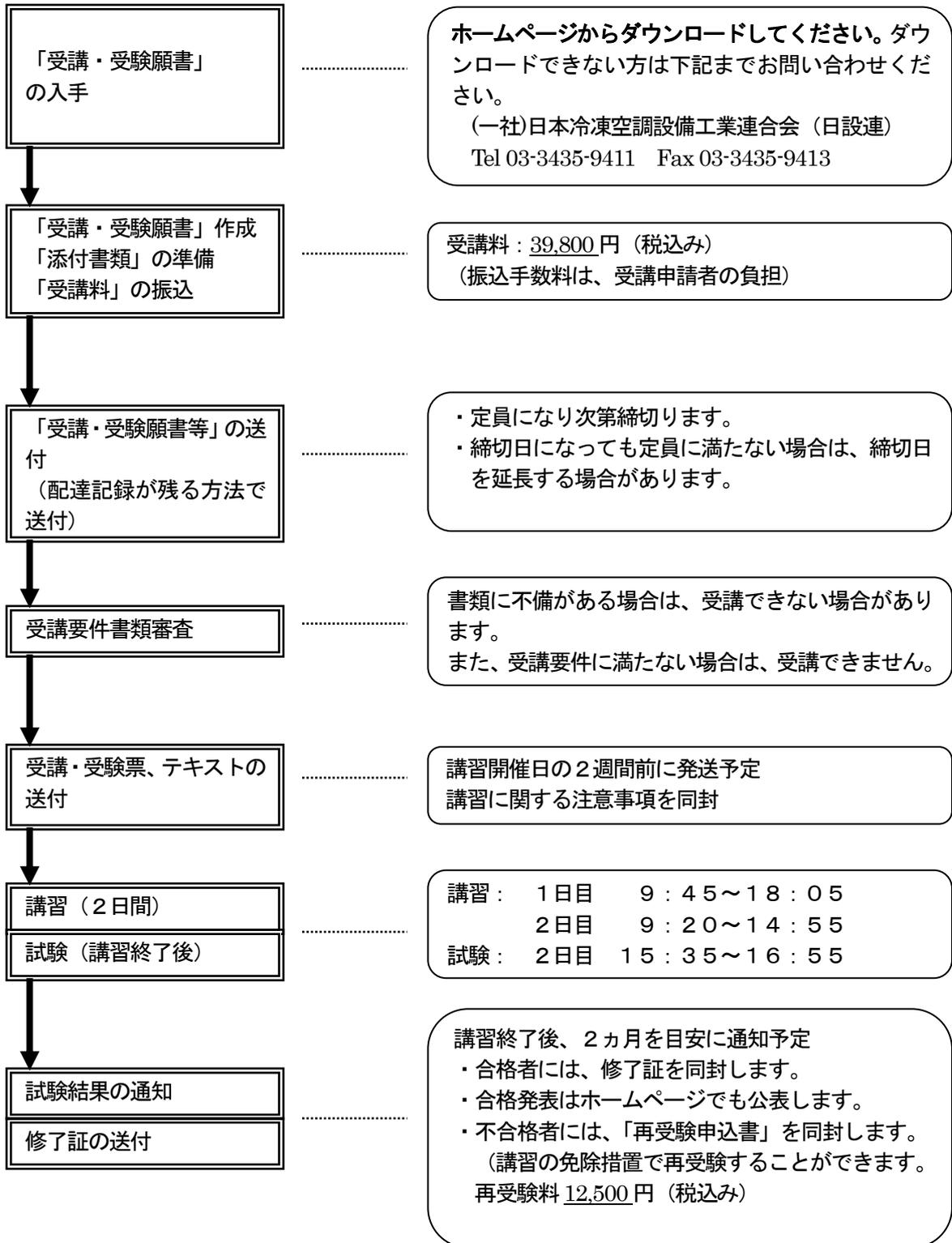
第26条 試験の不合格者に対して、最初に不合格した年度の翌々年度までかつ2回まで講義の受講免除措置を与えるものとする。

(不正手段による受講者に対する措置)

第27条 会長は、不正手段によって講習を受けようとし、又は受けた者に対しては、その受講を停止し、若しくは合格の決定を取り消すものとする。

以上

申込みから合否発表までの流れ



(注)修了証の有効期間は5年間です。能力確認試験合格後更新できます。

